

「健康総合保険「自動車保険契約者割引」適用に関するご確認のお願い」の送付について

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

当社では、健康総合保険^{※1}にご加入のお客さまが、当社の自動車保険にご加入いただいた場合、お申し出により健康総合保険の保険料を5%割引く「自動車保険契約者割引制度」^{※2}（以下「割引制度」といいます）をご利用いただくことができます。

割引制度のご利用に関するお知らせは、ご契約時におけるパンフレット等による説明のほか、毎年お送りする「ご契約内容のお知らせ」にて行っています。加えて自動車保険ご加入後に「健康総合保険「自動車保険契約者割引」適用に関するご確認のお願い」（以下「ハガキ」といいます）もお送りしています。

しかしながら、当社システム不備により、平成25年10月以降ハガキがお送りできていないことが判明したため、改めて平成30年3月から下記のとおり、ハガキと同様の内容を掲載したご案内（封書）（以下「ご案内」といいます）をお送りし、割引制度のご利用に関するお申し出をお願いしております。

ご案内を受け取られたお客さまで、割引制度のご利用をご希望される方は、ご案内に掲載された自動車保険がお客さまのご契約であることをご確認のうえ、下記方法によりお申し出ください。

お申し出いただいたお客さまには、ハガキをお送りできていなかった期間のうち、割引制度がご利用できる期間中にお払い込みいただいた保険料の5%相当の額^{※3}を返れいたします。

※1 健康総合保険は、平成15年1月から「健康倶楽部」、「Live Lead」等のペットネームで販売していました。

※2 自動車保険契約者割引制度については、[別紙](#)を参照してください。

※3 次の保険料は割引制度の対象となりませんので、合計保険料に対する割引率が5%にならないことがあります。

- ・入院無事故戻し金支払特約、積立利率変動型積立保険特約の保険料および前納保険料
- ・平成22年4月1日以降始期契約の保険料

記

1. ご案内の送付とお申出方法について

①ご案内をお送りするお客さま	平成25年10月以降、ハガキをお送りできていなかったお客さまのうち、割引制度をご利用されていない方 (注) 満期・解約済みのご契約を含みます。
②ご案内の発送日	3/2(金)、3/9(金)、3/16(金)、3/20(火)の4回に分けて発送予定
③お申出方法	下記「④お申出期限」までに、ご案内に同封されている「健康総合保険 自動車保険契約者割引特約付帯 申出書」に署名いただき、返れ金の振込先口座を記入のうえ、返信用封筒にて返送ください。
④お申出期限	平成30年5月31日(木)

2. お申し出いただいた場合の当社の対応について

①返れい金の額について

平成25年10月以降のハガキをお送りできていなかった期間のうち、割引制度がご利用できる期間中にお払い込みいただいた保険料の5%相当の額^{※4}を返れいいたします。

詳しくはお送りするご案内にてご確認ください。

※4「割引制度がご利用できる期間中にお払い込みいただいた保険料の5%相当の額」とは、割引制度がご利用できる期間中に実際に払い込まれた保険料と、同期間中の割引制度をご利用いただいた場合の保険料との差額をいいます。

②お支払時期について

3月中にお申し出があった場合の返れい金のお支払いは、払込方法に応じて次のとおりです。

保険料払込方法	返れい金のお支払時期（標準的な事務の場合）
口座振替	3月26日（金融機関によっては27日）の振替結果を確認後、4月中にお支払いさせていただきます。 （注）3月に振替の予定がないご契約は、お申し出受付後、速やかにお支払いさせていただきます。
団体扱・集団扱	4月の給与等からの控除結果を確認後、5月中にお支払いさせていただきます。ただし当社と団体・集団との間で定める保険料の控除時期等により異なることがあります。

なお、お申し出の時期、ご契約の状態等（保険料の振替ができなかった場合等）によっては、お支払時期が上記と異なることがあります。詳しくは手続き後にお送りする「手続き完了のお知らせ」にてご確認ください。

3. お客様からのお問い合わせ窓口

あいおいニッセイ同和損保 医療・介護デスク

0120-332-731（無料） 【ガイダンスで0番を選択ください】

〔月～金〕9：00～18：00 〔土〕9：00～17：00

（日・祝日および年末年始を除きます）

※お問い合わせは契約者ご本人さまからお願い致します。

※お問い合わせの際は、健康総合保険の証券番号をお申し出ください。

以上

◆自動車保険契約者割引制度とは

弊社の自動車保険にご加入のお客さまについて、所定の条件※を満たしている場合に、健康総合保険の保険料を5%割引するものです。

この制度のご利用にあたっては、お客さまから健康総合保険に「自動車保険契約者割引特約」をセットする旨のお申し出が必要となります。

※割引対象となるのは平成22年3月31日以前始期の健康総合保険に限ります。また割引対象外となる保険料(入院無事故戻し金支払特約・積立利率変動型積立保険特約の保険料および前納保険料等)が含まれている場合や保険料の計算方法により、合計保険料に対する割引率が5%にならないことがあります。

[健康総合保険の保険期間の途中で自動車保険契約者割引特約をセットする場合]

健康総合保険の保険期間の途中でお申し出により本特約をセットする場合の割引の適用期間および適用条件は下表のとおりとなります。

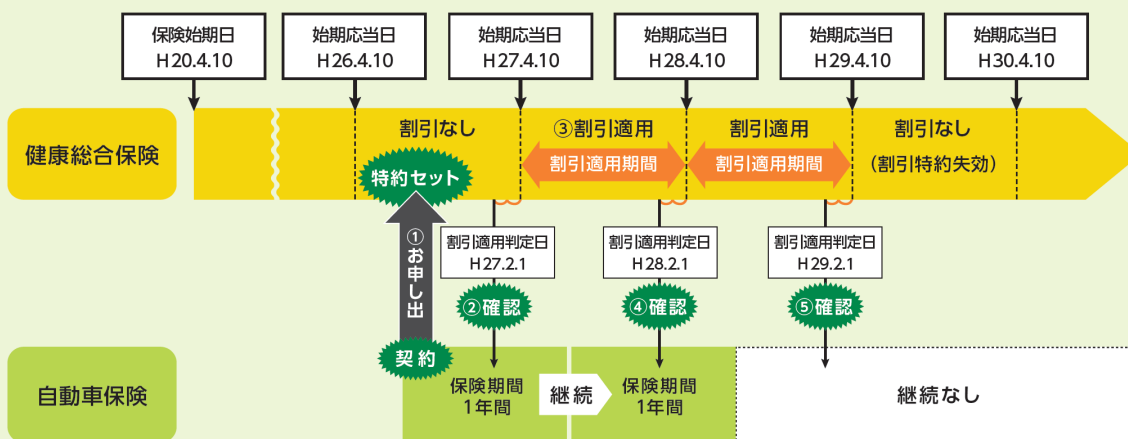
割引適用判定日	健康総合保険の毎年の始期応当日の前々月1日
割引適用期間	毎年の割引適用判定日以降、最初に到来する保険始期応当日から1年間
割引適用条件	割引適用判定日において、下記①②いずれの条件も満たすこと ①弊社自動車保険が有効であること ②健康総合保険と弊社自動車保険の保険契約者が同一*であること

*自動車保険に「リースカーの自動車保険に関する特約」または「ローン・リースの自動車保険に関する特約(保険料分割払方式)」がセットされている場合には、健康総合保険の保険契約者と自動車保険の記名被保険者が同一であること

健康総合保険のご契約後にお申し出により自動車保険契約者割引特約をセットした場合、実際の割引はその翌保険年度より、1年間適用されます。

なお、この割引は、最初に適用された保険年度以降、弊社自動車保険が割引適用条件を満たす限り毎年継続して適用されます。

【適用例】平成20年4月10日に健康総合保険ご契約後、弊社自動車保険にご加入いただいた場合



■上記仕組図のご説明

- 健康総合保険のご契約後に弊社自動車保険にご加入いただいた場合、お客さまからのお申し出により「自動車保険契約者割引特約」を途中でセットします。
- 本特約がセットされると、その保険年度中(始期応当日から1年間)の割引適用判定日に、弊社自動車保険が割引適用条件を満たしているかを確認し、翌保険年度の割引適用可否の判定を行います。
- 前記②の判定結果により割引適用が可能な場合、その割引適用判定日の属する翌保険年度に自動車保険契約者割引が適用されます。
- 割引が適用された保険年度以降は、毎年の割引適用判定日にその翌保険年度の割引適用可否の確認・判定が行われます。
- 判定日において弊社自動車保険が不継続や解約等により有効でないことが判明した場合は、その翌保険年度より自動車保険契約者割引特約は失効し割引は適用されません。

※自動車保険契約者割引特約が失効した後、再び弊社自動車保険にご加入いただき割引の適用をご希望される場合は、あらためてお客さまから本特約をセットする旨のお申し出が必要で。